

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 2 号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則（平成 12 年川崎市規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第20号様式中

年額 80 万 9 千円以下 (受給している年金に○印を付けてください。)

を

「年額 82 万 6 千 5 百円以下（受給している年金に○印を付けてください。）

に、

「年額 80 万 9 千円超 120 万円以下（受給している年金に○印を付けてください。）」

を

「年額 82 万 6 千 5 百円超 120 万円以下（受給している年金に○印を付けてください。）」

に改める。

第 20 の 3 号様式中

認定内容		負担限度額（日額）	
認定する	適用年月日	食費	
	有効期限	（介護予防）短期入所生活（療養）介護	円
		その他のサービス	円
		居住費又は滞在費	
		ユニット型個室	円
		ユニット型個室的多床室	円
		従来型個室（特養等）	円
		（老健・医療院等）	円
	多床室	円	

を

「

認 定 す る	適用年月日	(認 定 内 容) 負 担 限 度 額 (日 額)	
		食 費	
		(介護予防)短期入所生活(療養)介護	円
		その他のサービス	円
	有効期限	居住費又は滞在費	
		ユニット型個室	円
		ユニット型個室的多床室	円
		従来型個室(特養等)	円
		(老健・医療院等)	円
		多 床 室 I (特養等)	円
		多 床 室 II (老健・医療院)	円
		多 床 室 III (老健・医療院等)	円

に改める。

第 2 1 号様式中

居 住 費 又 は 滞 在 費 の 負 担 限 度 額	ユニット型個室	円
	ユニット型個室的多床室	円
	従来型個室(特養等)	円
	従来型個室(老健・医療院等)	円
	多床室	円

を

居 住 費 又 は 滞 在 費 の 負 担 限 度 額	ユニット型個室	円
	ユニット型個室的多床室	円
	従来型個室(特養等)	円
	従来型個室(老健・医療院等)	円
	多床室Ⅰ(特養等)	円
	多床室Ⅱ(老健・医療院)	円
	多床室Ⅲ(老健・医療院等)	円

に改める。

第 3 5 号様式中

被保険者氏名		性 別	男 ・ 女
事 故 発 生	年 月 日 午前 午後 時 分	届出人との 関 係	

を

「

被保険者氏名		届出人との 関 係	
事 故 発 生	年 月 日	午前 午後	時 分

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票（第 3 5 号様式に限る。）で現に残存するものについては、当面の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。